

福岡県介護保険広域連合訪問介護相当サービスの事業の人員、設備
及び運営の基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）
第115条の4第1項第1号イに規定する第一号訪問事業のうち訪問介護相当
のサービスの事業の指定等並びに人員、設備及び運営に関する基準について定め
るものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるほか、法及び
法に基づく厚生労働省令において使用する用語の例による。

- (1) 訪問介護相当サービス 法第115条の4第1項第1号イに規定する第一
号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関
係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前
の法（以下「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護
予防訪問介護（以下、「旧介護予防訪問介護」という。）相当のものとしてこ
の要綱により定められるサービスをいう。
- (2) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常
勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員
数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定拒否)

第3条 法第115条の4の3第1項に規定する指定（以下、「指定事業者の指定」
という。）については、この要綱に規定した基準を満たした事業所であっても、当
該事業所を指定することにより、福岡県介護保険広域連合（以下「広域連合」と
いう。）介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合
その他の広域連合における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じ
る場合においては、当該事業所を指定しないことができる。

- 2 訪問介護相当サービスの事業を行う者（以下「事業者」という。）が広域連合に
対する介護報酬返還金債務を負い、当該返還金を完済していない場合には、当該
事業所を指定しない。

(指定の更新)

第4条 指定事業者の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新があった場合において、同項の期間（以下、「指定の有効期間」という。）の満了日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 第3条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(事業の一般原則)

第5条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、広域連合、地域包括支援センター、他のサービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(基本方針)

第6条 訪問介護相当サービスの事業は、既に訪問介護を利用しており訪問介護の利用の継続が必要な場合、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者、退院直後で状態が変化しやすく専門的サービスとして訪問介護が特に必要な者等の場合であって、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、訪問介護員等による身体介護、生活援助の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第7条 事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等（訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は平成26年改正前法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 事業者は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）

第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。「以下指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 第2項の規定に関わらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6 事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、都道府県の定める指定訪問介護の事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第8条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければ

ればならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備）

第 9 条 事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

2 事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、都道府県の定める指定訪問介護の事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第 10 条 事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第 11 条 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

（個別計画の作成）

第 12 条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成するものとする。

（衛生管理等）

第 13 条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等については、衛生的な管理に努めなければならない。

（秘密保持等）

第 14 条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はそ

の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（事故発生時の対応）

第15条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、広域連合、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（記録の整備）

第16条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録で次の表の左欄に掲げるものを整備し、かつ、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる日から同表の右欄に掲げる期間保管しなければならない。

1 訪問介護相当サービス計画 2 提供した具体的なサービスの内容等の記録	サービスの提供に係る支給費支払の日	5年
1 利用者が次のいずれかに該当する場合に行わなければならない市町村への通知に係る記録 (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって支給	左欄の記録の完結の日	2年

を受け、又は受けようとしたとき。 (3) 利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録 (4) 利用者に対するサービスの提供により発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		
--	--	--

(暴力団関係者の排除)

第 17 条 事業を行う事業所は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

2 申請者の使用人であって、申請者の事業所を管理する者は、暴力団関係者であってはならない。

3 前 2 項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。

以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(2) 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）又は暴力団員がその事業活動を支配する者

(3) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）第 15 条第 2 項、第 17 条の 3、第 19 条第 2 項又は第 20 条第 2 項の規定に違反した者で、同条例第 23 条第 1 項の規定により、同条例第 22 条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して 2 年を経過しないもの

(4) 福岡県暴力団排除条例第 25 条第 1 項第 3 号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しないもの

(5) 法人でその役員の中に、第 1 号、第 3 号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第 18 条 事業者は、当該サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、次に掲げる事項を広域連合長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現にサービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他のサービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(その他の基準等)

第19条 この要綱に定めるもののほか、訪問介護相当サービスの事業の指定等並びに人員、設備及び運営の基準は、法に基づく厚生労働省令、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に規定する旧介護予防訪問介護に係る規定の例による基準（基準の一部を改正する省令を含む）の定めるところによる。

(費用の額の算定)

第20条 訪問介護相当サービスに要する費用の額の算定については、別表のとおりとする。

附 則（平成27年3月30日告示第8号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月1日告示第80号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月13日告示第23号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。